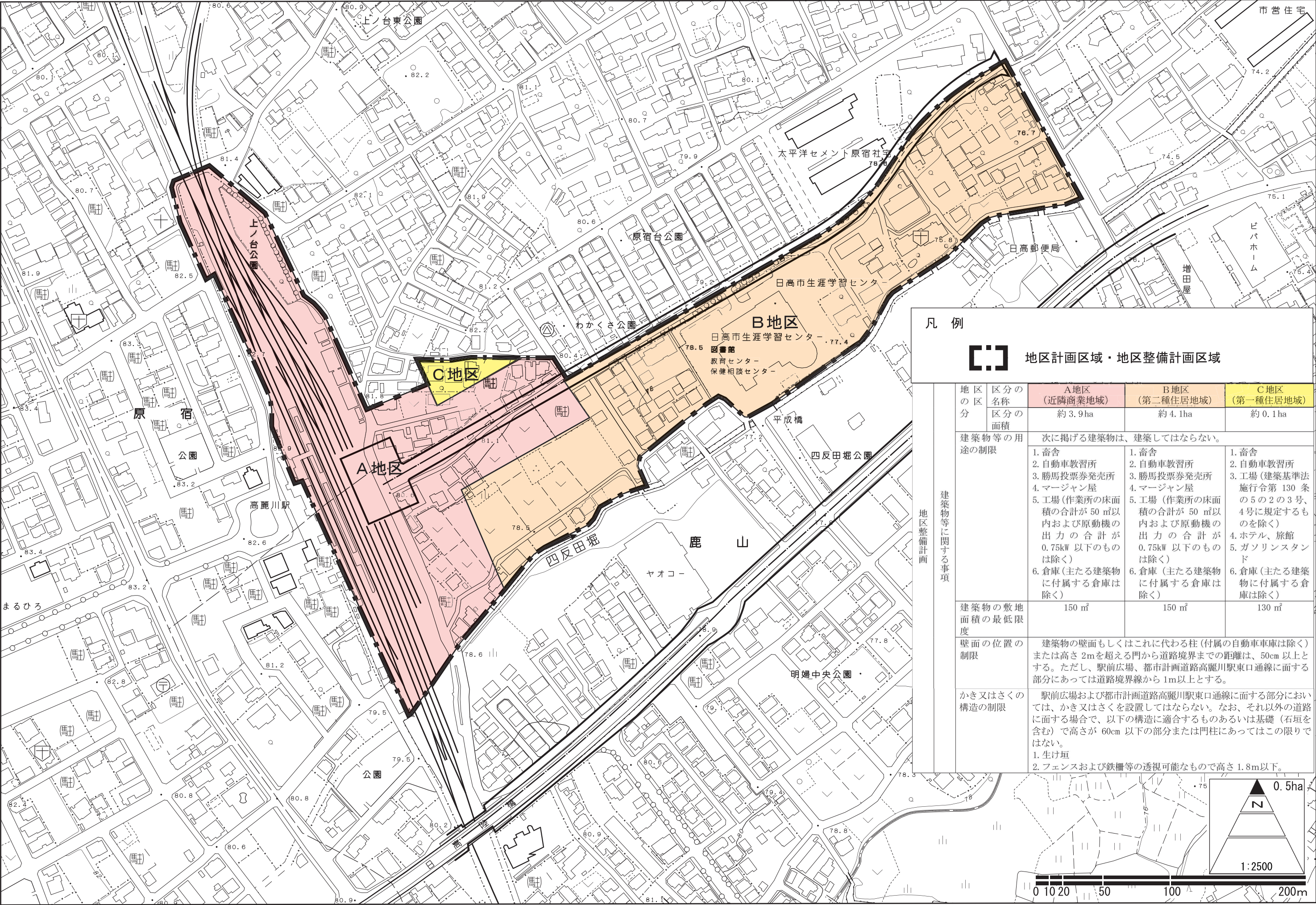


計画図（地区整備計画図 建築物等に関する事項）



凡 例



地区計画区域・地区整備計画区域

地区 の 区 分	区分 の 名称 区分 の 面積	A地区 (近隣商業地域)	B地区 (第二種住居地域)	C地区 (第一種住居地域)
		約 3.9ha	約 4.1ha	約 0.1ha
建築物等に関する事項 地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 畜舎 2. 自動車教習所 3. 勝馬投票券発売所 4. マージャン屋 5. 工場（作業所の床面積の合計が 50 ㎡以内および原動機の出力の合計が 0.75kW 以下のものは除く） 6. 倉庫（主たる建築物に付属する倉庫は除く）		
	建築物の敷地面積の最低限度	150 ㎡	150 ㎡	130 ㎡
	壁面の位置の制限	建築物の壁面もしくはこれに代わる柱（付属の自動車庫は除く）または高さ 2mを超える門から道路境界までの距離は、50cm 以上とする。ただし、駅前広場、都市計画道路高麗川駅東口通線に面する部分にあっては道路境界線から 1m以上とする。		
	かき又はさくの構造の制限	駅前広場および都市計画道路高麗川駅東口通線に面する部分においては、かき又はさくを設置してはならない。なお、それ以外の道路に面する場合で、以下の構造に適合するものあるいは基礎（石垣を含む）で高さが 60cm 以下の部分または門柱にあってはこの限りではない。 1. 生け垣 2. フェンスおよび鉄柵等の透視可能なもので高さ 1.8m以下。		